



2011年1月7日
日本板硝子株式会社

子会社に対するオランダ競争庁による過料の通知について(建築用ガラス部門)

1. 内容

オランダ競争庁は、当社グループのオランダ子会社：ピルキントン・ベネルクス社に対して、746万ユーロ(約8億2千万円)の過料を課す決定をしたと現地時間1月6日発表しましたので、お知らせいたします。

この過料は、2004年から2005年にかけての、ピルキントン・ベネルクス社を含む、複数の欧州建築用ガラスメーカーによる、オランダ競争関連法違反の疑いに基づくものです。

今後の対応については、同庁の決定内容について精査した上で、控訴を含め判断して参りますので、現時点ではコメントは差し控えさせていただきます。

2. 業績への影響

2010年3月期有価証券報告書およびアニュアルレポート等で開示の通り、当社は、推定過料額に対する引当金500万ユーロを計上しております。本年2月3日発表予定の2011年3月期第3四半期決算において、追加の246万ユーロ相当額(約2億7千万円)を費用計上いたします。

これによる業績への影響は軽微であり、当年度の通期業績見通しについて変更はありません。

【お問い合わせ先】 日本板硝子株式会社 広報・IR部 電話 03-5443-9477

以上

日本板硝子株式会社 広報・IR部

〒108-6321 東京都港区三田 3-5-27

電話：03-5443-9477 FAX：03-5443-9543